

健 健 発 0208 第 1 号
健 感 発 0208 第 2 号
平 成 31 年 2 月 8 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局健康課長
厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

風しんの追加的対策に係る手引きについて（協力依頼）

風しん対策については、「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」（平成 31 年 2 月 1 日付け健発 0201 第 2 号厚生労働省健康局長通知）によりお知らせしたところ です。

今般の予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)の改正により、平成34年3月31日までの間に限り、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性(以下「対象男性」という。)が風しんに係る定期の予防接種(予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第4項の定期の予防接種をいう。以下同じ。)の対象者として追加され、予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)の改正により、対象男性から「風しんの抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体価があることが判明し、予防接種を行う必要がないと認められたもの」を除くこととされたことから、対象男性にはまず風しんの抗体検査を受けていただく必要があります。

そして、厚生科学審議会の議論を踏まえ、昨年 12 月に取りまとめた「風しんに関する追加的対策」においても、対象男性の利便性の向上を図ることとしており、居住地以外でも抗体検査や風しんに係る定期の予防接種を受けられるよう、全国の市区町村と全国の医療機関及び健診機関等（以下「医療機関等」という。）との間で委託契約を締結する必要がありますが、事務負担を軽減するため、全国統一の集合契約の枠組みが必要となります。

そこで、全国統一の集合契約が円滑に実施されるよう、別添「昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性を対象に実施する風しんの抗体検査及び予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しんの第5期の定期接種の実施に向けた手引き（第1版）」（以下「風しんの追加的対策に係る手引き」という。）を作成しました。

今後は、集合契約の取りまとめ者についての調整ができ次第、改めて御協力をお願いさ

せていただく予定ですが、平成31年4月からの運用に向け、準備の時間も限られることから、下記のとおり御協力いただきたい事項を取りまとめましたので、関係者への周知等を図っていただくとともに、(別添)風しんの追加的対策に係る手引きの内容を御確認の上、実施体制の整備について周到的準備方御協力をお願いします。

記

1 集合契約の締結に関して

- (1) 全国の市区町村と全国の医療機関等が締結する風しんの抗体検査及び予防接種の委託に関する集合契約の取りまとめ者については、全国知事会と公益社団法人日本医師会を想定し、現在、厚生労働省において関係団体と最終的な調整を行っており、確定し次第追って御連絡させていただきます。
については、(別添)風しんの追加的対策に係る手引きに市区町村からの集合契約に係る委任状のひな形を添付しているため、取りまとめ者確定の連絡後、都道府県におかれては、速やかに管内市区町村(保健所設置市、特別区を含む)から委任状を取りまとめたいただけるよう、予め管内市区町村への委任状の提出依頼等の対応をしていただきたいと思います。
- (2) (1)においては、全国の市区町村と全国の医療機関等が集合契約を締結するために、集合契約に関する委任状を管内市区町村から都道府県に提出することになるので、当該委任状の取りまとめ及び集合契約の取りまとめ者への再委任状の提出をお願いしたい。また、提出された委任状等の保管をしていただきたいと思います。
- (3) 平成31年4月以降、居住地以外でも対象男性が風しん抗体検査及び予防接種を受けられるよう、集合契約の取りまとめ者と連携いただき、集合契約の締結に向けた準備について、本年3月末を目途に委任状の提出やクーポン券の発行等の対応をしていただきたいと思います。
- (4) 集合契約における費用請求及び支払いについて、各都道府県の国民健康保険団体連合会に協力を依頼することとしているので、同市区町村内の国民健康保険担当課(部)とも必要に応じ連携をしていただきたいと思います。
- (5) 管内市区町村、医療機関、健診機関等の関係機関に対し、集合契約に参加するよう、呼びかけていただきたいと思います。
- (6) 既に夜間・休日に診療を行っている医療機関等に対して、風しんの抗体検査や予防接種が可能となるよう、取組をお願いしたい。

2 参考(今後の予定について)

- ・ 本年2月中下旬を目途に厚生労働省から関係者に対し集合契約について正式にご連絡
- ・ 本年3月中下旬を目途に集合契約に係る委任状の取りまとめ
- ・ 本年3月下旬を目途に集合契約の参加市区町村及び医療機関の一覧を住民向けに公表(仮)
- ・ 本年4月以降を目途に全国において集合契約の開始